

杉並区立浜田山小学校「いじめ防止基本方針」

この基本方針は、いじめ防止対策推進法の制定、東京都及び杉並区いじめ防止対策推進基本方針を受け、人権尊重の理念に基づき、浜田山小学校のすべての児童が安心して楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめの根絶を目的に策定する。

1 取組の基本姿勢

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にもいつでも起こりうるとの認識をもち、早期発見、完全解決に向け、学校の総力をあげて取り組むこととする。

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するため、いじめに対する認識を全教職員で共有し、未然防止に取り組む。

解決にあたっては、積極的に保護者や地域住民、関係諸機関がそれぞれの役割を認識しつつ連携を図る。

2 いじめ対策のための「いじめ防止対策委員会」の設置

校長、副校長、生活指導主任、教務主任、養護教諭、学年主任、学級担任、スクールカウンセラー、その他校長が認める者からなるいじめ防止等の対策のための校内組織「いじめ防止対策委員会」を設置する。また、必要な場合は外部委員を講師に招き、研修会や意見交換を行う。記録は、生活指導部員が輪番で行う。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組（別紙）

4 重大事態への対応

（1）重大事態の定義

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に被害が生じた疑いがあると認める場合。
- ・一定期間、学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあるなどの事態が発生した場合。

（2）重大事態への対応

- ・学校は、重大事態が発生した場合、済美教育センターSAT・教育委員会へ速やかに報告し、指導・助言を求める。
- ・事実関係を明確にするため、杉並区いじめ問題対策委員会の調査等に協力し、組織的な取組を徹底する。
- ・いじめの内容が犯罪行為として取り扱われる場合は、高井戸警察署等と連携して対応を図り、対応する。

5 保護者への連絡と支援、助言

いじめが確認された場合は、被害・加害児童の保護者に事実関係を伝え、保護者への助言・指導を行いながら家庭と連携を図り、問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は、人権やプライバシーに配慮し、関係する保護者に適切に提供する。

6 学校評価の実施

学校評価においては、児童・保護者へのアンケート調査を行い、次年度の取組に役立てる。